

(仮称) 埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する 条例案骨子案

I 条例制定の背景

北朝鮮が拉致の事実を認めた日朝首脳会談から20年以上が経過したが、帰国を果たした拉致被害者は5人にとどまり、いまだ拉致問題の解決には至っていない。埼玉県においても、政府が認定した拉致被害者1名を含む21人の安否がいまだに確認されていない。

拉致問題の被害者等とその家族の高齢化が進む中で、時間的制約があるこの問題は、ひとときもゆるがせにできない人道問題であり、一刻も早く解決されなければならない。

そこで、北朝鮮による拉致被害者等の問題及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に係る問題の早期解決に向けた施策の推進に関する条例を制定しようとするものである。

II 条例案骨子案

別紙のとおり

(仮称) 埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例案

骨子案

項目	見出し	内容
1	目的	この条例は、拉致問題等（北朝鮮による拉致被害者等の問題及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に係る問題をいう。以下同じ。）に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、基本的施策について定めることにより、拉致問題等を風化させてはならないという決意の下、拉致問題等に関する理解の増進を図ることでその解決に向けた気運を醸成し、もって拉致問題等の早期解決に資することを目的とすること。
2	基本理念	拉致問題等の早期解決に向けた取組は、拉致問題等を風化させてはならず、拉致が二度と繰り返されてはならないという決意の下に行われなければならないこと。
3	県の責務	① 県は、前項目に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、拉致問題等の風化の防止、拉致問題等に関する理解の増進及びその解決に向けた気運の醸成を図るため、国と連携を図りつつ、拉致問題等の早期解決に向けた施策を実施するものとする事。 ② 県は、市町村が策定し、又は実施する拉致問題等の早期解決に向けた施策について、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする事。
4	県民の役割	① 県民は、基本理念にのっとり、拉致問題等に関する理解を深めるよう努めるものとする事。 ② 県民は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条第一項第一号に掲げる被害者その他北朝鮮当局によって拉致されたことが疑われる者に関する情報を得たときは、速やかに、警察本部又は警察署に当該情報を提供するものとする事。
5	啓発	県は、拉致問題等の風化の防止、拉致問題等に関する理解の増進及びその解決に向けた気運の醸成を図るため、国と連携を

		図りつつ、拉致問題等に関する啓発を積極的に行うものとする こと。
6	北朝鮮人権侵害 問題啓発週間	県は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対 処に関する法律（平成十八年法律第九十六号）第四条第二項に 規定する北朝鮮人権侵害問題啓発週間において、その趣旨にふ さわしい事業を実施するものとする。こと。
7	教育	① 県は、学校の授業その他の教育活動において、拉致問題等 の風化の防止及び拉致問題等に関する理解の増進を図るた め、学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずるよう努める ものとする。こと。 ② 県は、学校の設置者と連携し、学校の教職員に対し、拉致問 題等に関する研修その他の必要な措置を講ずるよう努めるも のとする。こと。
8	職員に対する研 修	① 知事は、その職員に対し、拉致問題等に関する研修その他 の必要な措置を講ずるものとする。こと。 ② 警察本部長は、警察職員に対し、拉致問題等に関する研修 その他の必要な措置を講ずるものとする。こと。
9	財政上の措置	県は、項目5から項目8までに規定する拉致問題等の早期解 決に向けた施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずる よう努めるものとする。こと。